

平成30年6月7日

平成30年 第2回杵築市議会定例会

提出議案説明書

平成30年第2回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとことご挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、先の臨時会において、副議長に二宮健太郎議員が選出されました。本日、新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶の至りでございます。今後とも議員の皆様とともに、執行部も新たな気構えで、ますます多様化、複雑化する市民ニーズや行政課題に対し、きめ細かく取り組んでまいりたいと考えております。

さて、「出会う」、「学ぶ」、「変わる」～人と人をつなぐ交流の館（ひろば）～をコンセプトとして、3月24日に開館した新しい杵築市立図書館は、開館から2か月余りが経過しました。

開館以来、大変多くの皆様にご利用をいただいております。4月と5月の1日の平均貸出冊数は541冊で、昨年同時期と比較しますと、3.3倍となっています。特に、利用者カードの新規登録者数は、開館以来1,228人あり、開館2か月にして過去5年間の年間平均登録者数491人の2.5倍の登録者数となっており、これまで図書館を利用していなかった方々が、開館を契機に来館し始めたことがうかがえます。

このように、新しい器（うつわ）に5万冊の蔵書を新規に加えて10万6千冊の蔵書でスタートした市立図書館は、新たな利用者層を加え、人と人をつなぐ交流の館（ひろば）として、また、杵築市における知の拠点として、新たな一歩を歩み始めました。

その歩みを進めつつ、市民が出会い、学び、楽しみ、くつろぐことができる、利用者のあらゆるニーズに応える図書館を目指してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますとともに、多くの皆様にご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、4月23日には、向野地区コミュニティーセンター「向野ふるさと館」が開館しました。「向野ふるさと館」は、向野地区の皆様で組織した「向野みらいプロジェクト」から提出された「向野地区活動拠点施設整備に係る要望書」をもとに、誰もが利用しやすく、地域の皆様の活動に貢献できる施設となるよう設計しています。

この「向野ふるさと館」の完成を期に、向野地区の住民自治協議会の皆様が、自ら地域振興のため策定した「向野地区地域計画」に沿って、向野地区はもちろんのこと、市内外の皆様の交流の場となり、地域活性化の拠点のモデルとなることを大いに期待しています。

市といたしましても、市民が主体となって、地域の課題の発見と解決を積極的に行えるよう、住民自治協議会をはじめ、地域の団体の活動を積極的に支援してまいります。

皆様には、この取組にご理解をいただき、地域が抱える課題解決に努められ、地域の発展、振興にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第55号 平成30年度杵築市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費を補正するもので、補正額を8,398万2千円の増額とし、補正後の予算の総額を212億5,398万2千円といたしました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず総務費では、山香地域の乗合タクシー事業の見直しに伴うコミュニティバス運行事業の拡大に要する経費1,124万4千円、ふる

さと納税返礼品のカタログを作成する経費等 650万2千円、「道の駅」構想に基づく調査・基礎データ収集委託に要する経費 1,344万6千円、コミュニティ助成事業として、西新町区の「松山鉾」の修復等に要する経費 250万円を計上いたしました。

農林水産業費では、農事組合法人狩宿営農組合が「小ネギ」に経営転換を図る経費に対する補助金 75万円、国庫補助対象にならない45歳以上55歳未満の県外から移住した新規就農者に対する就農給付金事業に 200万円、法政大学との連携協定に基づき法政大学ラグビー一部に杵築市産米を提供するとともに、法政大学を介しながら杵築市の農畜産物をPRするための経費 135万2千円、畜産クラスター事業として牛舎の新築・改修に係る経費に対する補助金 3,119万9千円を計上いたしました。

教育費では、護江小学校にいただいた寄附金により図書を購入する経費に 10万円、北台の伝統的建造物群保存地区内にある土堀の復原に要する経費に対する補助金 450万円、文化体育館内のランニングマシンの更新に要する経費 426万6千円を計上いたしました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国・県支出金、繰入金、諸収入、市債等であります。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第56号 杵築市国民健康保険基金条例の一部改正については、平成30年度以後、国民健康保険の財政運営主体が大分県になることに伴い、国民健康保険基金の設置目的等が変更となるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第57号 杵築市税条例等の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における非課税基準や基礎控除、調整控除の規定の見直しを行うほか、市たばこ税の税率の段階的な引

き上げを行うなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第58号 杵築市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正については、地方税法の一部改正により、控除対象配偶者の名称の変更が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第59号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の要件について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第60号 杵築市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正箇所を引用している条例中の条ずれの改正を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第61号 杵築市犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、条例を制定するものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第62号 訴えの提起については、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している入居者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、訴えの提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第63号 和解については、平成29年5月に発生した

スクールバスの事故に伴う損害金について和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第64号 市道の路線廃止及び路線認定については、恵良1号支線えらいちごうしせんの路線廃止並びに迫下中線さこしたなかせん及び恵良1号支線えらいちごうしせんの路線認定を行うため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案1件、条例議案6件、一般議案3件について、説明を申し上げました。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第12号から報告第18号について、説明を申し上げます。

まず、報告第12号 専決処分の報告については、杵築市が管理する市道で発生した物損事故の道路損害賠償責任に関する示談につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第13号 一般財団法人杵築市総合振興センターの経営状況について及び報告第14号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況については、それぞれ平成30年度事業計画と平成29年度決算状況等を、報告第15号 株式会社きっとすきの経営状況については、平成30年度の事業計画等を地方自治法第243条の3

第2項の規定により議会に提出するものです。

次に、報告第16号 繰越明許費繰越計算書については、平成29年度杵築市一般会計予算のうち、諸般の事情により7億1,897万2千円を平成30年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第17号 繰越明許費繰越計算書については、平成29年度杵築市公共下水道事業特別会計予算のうち、諸般の事情により3億4,475万8千円を平成30年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第18号 繰越計算書については、平成29年度杵築市水道事業会計予算のうち、諸般の事情により1億2,382万8千円を平成30年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

